

設置可能な喫煙室は？

あなたの店舗（飲食店）は全てに該当しますか？

1 2020年
3月31日までに
営業許可を
受けている

2 個人経営
又は資本金
5,000万円以下

3 客席面積
100㎡以下

1つでもいいえ

全てはい

店舗の一部に設置可
※店舗全面での喫煙不可

既存特定飲食提供施設に該当
経過措置として
喫煙可能室の設置が可能
※市への届出が必要

紙巻たばこ

加熱式たばこ

店舗出入口



喫煙室出入口



○ 喫煙可能
× 喫煙以外不可

店舗出入口



喫煙室出入口



▲ 加熱式たばこ限定
○ 喫煙以外も可能

店舗の一部で喫煙

店舗全面で喫煙

店舗出入口



喫煙室出入口



○ 喫煙可能
○ 飲食などの提供可能

店舗出入口



飲食店以外
事業所等

紙巻たばこ

加熱式たばこ

施設出入口



施設出入口



喫煙室出入口



喫煙室出入口



喫煙する場所の
提供が
主たる目的の
施設である場合
(シガーバーなど)

喫煙目的施設に該当

施設出入口



飲食店標識掲示の義務化

静岡県内の飲食店では…

静岡県では受動喫煙による健康被害を防ぎ、安心して快適に飲食を楽しむ環境を整備するため、「受動喫煙防止条例」を定めました。2019年4月から、原則すべての飲食店の出入口に **禁煙** **分煙** **喫煙可** のいずれかを示す標識の掲示を義務化しました。標識のステッカーは市で配布しています。



事業所のみなさんへの財政支援について

受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

詳しくは、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

